

京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付要綱

制 定 令和元年 6月19日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るための京都市宿泊税特別徴収事務補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象期間)

第2条 補助金の交付に係る対象期間（以下「交付対象期間」という。）については、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の2月分（3月申告納入分）から以前12箇月分とする。

(交付対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件をすべて満たす者に交付するものとする。ただし、市長が交付することを適当でないと認める者は、この限りでない。

- (1) 京都市宿泊税条例（以下「宿泊税条例」という。）第8条第1項に定める旅館業若しくは住宅宿泊事業を営む者又は同条第2項に定める宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者として、特別徴収義務者に指定された者であること。
- (2) 交付対象期間において、旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けずに又は住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出を受理されることなく営業していないこと。
- (3) 補助金の申請日において、宿泊税条例第9条第1項に規定する申告書を提出していること。
- (4) 補助金の申請日において、京都市市税条例第2条第1号に規定する徴収金を滞納していないこと。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、交付対象期間に一の特別徴収義務者が営むすべての施設において、期限内に申告及び全額納入をした宿泊税額の合計額（以下「申告納入金額」という。）に1,000分の30を乗じた額とする。

- 2 前項に基づき算出した額（以下「計算後の額」という。）に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 計算後の額が1,000円未満であるときは、補助金の交付額を1,000円とする。ただし、申告納入金額が1,000円未満の場合は、申告納入金額を補助金の交付額とする。
- 4 交付対象期間において、地方税法第733条の16の規定による更正又は宿泊税条例第13条の規定による還付若しくは免除により宿泊税額が減少した場合、当該減少額を交付対象期間の申告納

入金額から控除する。

ただし、当該減少額が、交付対象期間に係る補助金の申請日時点において、すでに交付された補助金の申告納入金額に含まれていない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金条例第9条の規定による申請は、京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)によって行わなければならない。

2 前項に規定する申請書は、別に定める期間内に京都市行財政局市税事務所法人諸税室に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 補助金条例第12条による決定の通知は、京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付決定通知書(第2号様式)又は京都市宿泊税特別徴収事務補助金不交付決定通知書(第3号様式)によって行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、市税事務所長が定める。

附 則

(適用)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度に係る交付対象期間は、第2条の規定にかかわらず、平成30年10月分(同年11月申告納入分)から平成31年2月分(同年3月申告納入分)までとする。

3 第4条第1項に定める補助金の交付額は、令和5年度までの間に限り、「1,000分の25を乗じた額」とあるのは、「1,000分の30を乗じた額」とする。

4 第5条に定める補助金の交付限度額は、令和元年度に限り、「2,000,000円」とあるのは、「833,300円」とする。

(特別措置)

5 第4条第3項に定める補助金の交付額は、令和2年度に限り、「1,000円」とあるのは、「10,000円」とする。ただし、申告納入金額が10,000円未満の場合は、申告納入金額を補助金の交付額とする。

附 則(令和2年7月14日)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則（令和３年７月７日）

（施行期日）

- 1 この改正は、決定の日から実施する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和６年５月２９日）

（施行期日）

- 1 この改正は、決定の日から実施する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和７年７月１０日）

（施行期日）

- 1 この改正は、決定の日から実施する。

（適用区分）

- 2 この改正による改正後の本要綱の規定は、令和７年度の補助金から適用し、令和６年度までの補助金については、なお従前の例による。

（令和７年度から令和１１年度までの間の補助金の交付額）

- 3 第４条第１項に定める補助金の交付額は、令和７年度から令和１１年度までの間に限り、
「１，０００分の３０を乗じた額」とあるのは、「１，０００分の３５を乗じた額」とする。

（経過措置）

- 4 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。